

○福岡県美しいまちづくり条例施行規則

平成十三年三月二十六日

福岡県規則第二十三号

改正 平成一八年四月二八日規則第五五号

平成二一年三月三〇日規則第一〇号

平成二二年一〇月一日規則第三三号

平成二三年一二月二日規則第三九号

令和三年三月三〇日規則第二六号

福岡県美しいまちづくり条例施行規則を制定し、ここに公布する。

福岡県美しいまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県美しいまちづくり条例（平成十二年福岡県条例第六十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的用途に供する施設)

第二条 条例第二条第四号の規則で定める公共的用途に供する施設は、次に掲げるものとする。

- 一 県又は市町村が設置する庁舎
- 二 県又は市町村が管理する公営住宅
- 三 県又は市町村が設置する学校、図書館その他の教育文化施設
- 四 その他公共的用途に供する施設で景観に影響を与えると知事が認める施設

(平一八規則五五・追加)

(基本方針の策定手続)

第三条 知事は、条例第四条第一項の規定により基本方針を定めようとするときは、まちづくり専門家の意見を聴くものとする。基本方針を変更しようとするときも、また、同様とする。

(平一八規則五五・旧第二条繰下)

(まちづくり専門家の登録手続)

第四条 条例第八条第一項の規定によるまちづくり専門家の登録（以下「登録」という。）は、同項に規定する者のうち知事が適当と認める者について、次に掲げる事項を登録簿に記載することによって行うものとする。

- 一 氏名

- 二 生年月日
- 三 連絡先
- 四 勤務先の名称及び所在地
- 五 専門分野
- 六 美しいまちづくりに関する活動の実績及び状況
- 七 登録番号及び登録年月日

2 知事は、登録をしようとするときは、当該登録をすること、前項の規定により登録簿に記載する内容及び第八条の規定により登録簿を閲覧に供することについて本人の同意を得るものとする。

3 知事は、登録を行ったときは、速やかに、その旨を本人に通知するものとする。

(平一八規則五五・旧第三条繰下・一部改正)

(登録の有効期間等)

第五条 登録の有効期間は、当該登録をした日から起算して一年とする。

2 知事は、まちづくり専門家が異議を述べない限り、当該登録を更新することができるものとする。

(平一八規則五五・旧第四条繰下)

(登録内容の変更)

第六条 まちづくり専門家は、第四条第一項の規定により登録簿に記載された内容(以下「登録内容」という。)に変更が生じたときは、速やかに、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届け出があったとき、又は登録内容に変更があったことを知ったときは、速やかに、登録内容を変更するものとする。この場合においては、第四条第二項及び第三項の規定を準用する。

(平一八規則五五・旧第五条繰下・一部改正、平二一規則一〇・一部改正)

(登録の抹消)

第七条 知事は、まちづくり専門家が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、その登録を抹消するものとする。

- 一 死亡したとき。
- 二 健康上の理由等により、まちづくり専門家の役割を果たせないことが明らかなとき。
- 三 当該登録の抹消を申し出たとき。
- 四 まちづくり専門家の信用又は品位を害する行為をしたとき、その他まちづくり専門家としての適格性を欠いたとき。

2 知事は、前項の規定による登録の抹消を行ったときは、その旨を本人に通知するものとする。

(平一八規則五五・旧第六条繰下)

(登録簿の閲覧等)

第八条 知事は、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第二十三号）第一条第一項に定める県の休日を除き、第四条第一項の登録簿を公衆の閲覧に供するものとする。

2 閲覧場所は、建築都市部都市計画課とする。

3 閲覧時間は、午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後四時三十分までとする。

4 知事は、前三項の規定による閲覧のほか、必要に応じ、登録内容に関する情報を県民に提供するものとする。

(平一八規則五五・旧第七条繰下・一部改正)

(適当と認める支援)

第九条 条例第十二条及び第十三条第三項の適当と認める支援に関し必要な事項は、条例第七条第一項の規定により基本方針に定めるもののほか、知事が別に定める。

(平一八規則五五・旧第八条繰下)

(届出を要する行為等)

第十条 矢部川流域景観計画、筑後川流域景観計画及び京築広域景観計画における条例第十六条第一項の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 条例第十六条第一項第一号に掲げる行為のうち、当該行為に係る土地の面積の合計が三千平方メートル以上のもの

二 条例第十六条第一項第五号に掲げる行為のうち、次に掲げるものの外観について行うもの

イ 床面積が千平方メートル（店舗、飲食店、展示場、遊技場、劇場、映画館、演芸場又は観覧場（以下「店舗等」という。）にあっては、五百平方メートル）以上又は高さが十メートル以上の建築物

ロ 第十二条第一項各号に掲げる工作物で、高さが十メートル以上のもの

(平二一規則一〇・追加、平二二規則三三・平二三規則三九・一部改正)

(行為の届出等)

第十一条 景観法（平成十六年法律第百十号。以下「法」という。）第十六条第一項又は第二項の規定による届出は、行為の届出書（様式第一号）に景観法施行規則（平成十六年国土交通省令第百号）第一条第二項各号に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- 2 法第十六条第五項の規定による通知は、行為の通知書（様式第二号）に景観法施行規則第一条第二項各号に掲げる図書を添付して行わなければならない。
- 3 前二項の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正副二部とする。
- 4 法第十六条第一項第四号に掲げる行為に係る同項の規定により知事に届け出なければならない事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに行為の完了予定日とする。
- 5 法第十六条第一項第四号に掲げる行為に係る同条第二項の規定により知事に届け出なければならない事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が同条第七項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。
- 6 知事は、法第十六条第一項又は第二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、その届出をした者に対し、その旨を通知するものとする。

（平二一規則一〇・追加）

（届出を要しない行為等）

第十二条 条例第十六条第三項の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

一 煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ及び物見塔

二 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設及び自動車車庫

2 矢部川流域景観計画、筑後川流域景観計画及び京築広域景観計画における条例第十六条第三項の規則で定める規模は、次の各号（京築広域景観計画にあっては、その景観形成重点地区については、第一号及び第二号を除く。）に掲げる行為の種類に応じ、当該各号に定める規模とする。ただし、良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないものとして知事が特に認める行為については、知事が認める規模とする。

一 建築物の新築、増築、改築又は移転 当該行為に係る部分の床面積の合計が千平方メートル（店舗等にあっては、五百平方メートル）未満で、かつ、高さが十メートル未満のもの

二 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「外観変更」という。） 次のいずれかに該当する規模のもの

イ 当該建築物の床面積の合計が千平方メートル（店舗等にあっては、五百平方メートル）未満で、かつ、高さが十メートル未満のもの

ロ 当該建築物の床面積の合計が千平方メートル（店舗等にあっては、五百平方メートル）未満で、かつ、高さが十メートル未満のもの

ル) 以上又は高さが十メートル以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の二分の一未満のもの

三 工作物の新設、増築、改築又は移転 当該工作物の高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、地盤面から当該工作物の上端までの高さをいう。次号において同じ。）が十メートル未満のもの

四 工作物の外観変更 次のいずれかに該当する規模

イ 当該工作物の高さが十メートル未満のもの

ロ 当該工作物の高さが十メートル以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の二分の一未満のもの

五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為 当該行為に係る土地の面積の合計が三千平方メートル未満のもの

（平二一規則一〇・追加、平二二規則三三・平二三規則三九・一部改正）

（公表）

第十三条 条例第十七条第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

一 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

二 勧告に従わない旨の事実

三 勧告の内容

四 その他知事が必要と認める事項

（平二一規則一〇・追加）

（身分証明書）

第十四条 法第十七条第八項に規定する身分を示す証明書は、様式第三号によるものとする。

（平二一規則一〇・追加）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年規則第五五号）

この規則は、平成十八年七月一日から施行する。

附 則（平成二一年規則第一〇号）

この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。

附 則（平成二二年規則第三三号）

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則（平成二三年規則第三九号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第二六号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第11条関係)

(表)

(新規・変更)

行為の届出書				
年 月 日				
福岡県知事 殿				
届出者 住所				
氏名				
〔法人その他の団体にあつてはその名称、主たる 事務所の所在地及び代表者氏名〕				
(記名押印又は署名)				
電話番号				
景観法第16条第1項(第2項)の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。				
景観計画の名称	景観計画			
行為の場所	地名・地番	市・郡		町・村 番地
	地域の別	景城の別	の景城・軸・景観形成重点地区	
		特定基準の別		
行為の種類	☐ 建築物の建築等 ☐ 工作物の建設等			
	☐ 開発行為 ☐ 土地の形質の変更 ☐ 木竹の植栽又は伐採 ☐ 物件の堆積 ^{たい} ☐ 水面の埋立て又は干拓 ☐ 外観について行う照明	目的		
行為の期間	着手予定	年	月	日
	完了予定	年	月	日
他法令の許可等				
変更の場合	変更箇所			
	変更内容			
※受付年月日	※処理欄			※勧告又は変更命令の年月日

(注1) 該当の□内にチェックしてください。

(注2) ※欄には記入しないでください。

(裏)

届出対象行為の種類及び設計又は施行方法					
□建築物	用途()				
	□新築 □増築 □改築 □移転 □撤去 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
	規模		届出部分	既存部分	計
		延床面積	m ²	m ²	m ²
		全体見付面積	m ²	m ²	m ²
	高さ	m	m	m	
□工作物	種類又は用途()				
	□新設 □増築 □改築 □移転 □撤去 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
	高さ	届出部分	既存部分	計	
	m	m	m	m	
□開発行為	開発面積 m ²				
□土地の形質の変更	□土地の開墾 □土石の採取 □鉱物の掘採 □その他()				
	開発面積 m ²				
□木竹の植栽又は伐採	□植栽 □伐採				
	面積 m ²				
□物件 ^{たい} の堆積	物件の種類()				
	高さ m				
□水面の埋立て又は干拓	□埋立て □干拓				
	面積 m ²				
□外観について行う照明	□建築物について行う照明	建築物の高さ 建築物の延床面積	m m ²		
	□工作物について行う照明	工作物の種類() 工作物の高さ	 m		
	照明方法()				
景観形成のため特に配慮した事項					

備考

1 添付書類

(1) 建築物の建築等又は工作物の建設等

ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面(縮尺1/2500以上)

イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置及び外構緑化計画を表示する図面(縮尺1/100以上)

エ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図(マンセル値を表示すること。縮尺1/50以上)

オ 景観計画において定める重要景観の視点場からの写真及び行為後のモンタージュ又はコンピュータグラフィック

(2) 開発行為、土地の形質の変更、木竹の植栽・伐採・物件の堆積^{たい}又は水面の埋立て・干拓

ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面(縮尺1/2500以上)

イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面(縮尺1/100以上)

エ 景観計画において定める重要景観の視点場からの写真及び行為後のモンタージュ又はコンピュータグラフィック

(3) 外観について行う照明

ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面(縮尺1/2500以上)

イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面(縮尺1/100以上)

エ 建築物又は工作物の外観照明を設置する面の立面図(照射位置、照射方法、照明の種類を表示すること。縮尺1/50以上)

オ 景観計画において定める重要景観の視点場からの写真及び行為後のモンタージュ又はコンピュータグラフィック

※ 行為の規模が大きいため、上記の縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて知事が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

2 提出部数

正副2部とする。

様式第2号(第11条関係)

(表)

(新規・変更)

行為の通知書 年 月 日 福岡県知事 殿 通知者 住所 団体名 電話番号 景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて次のとおり通知します。				
景観計画の名称	景観計画			
行為の場所	地名・地番	市・郡		町・村 番地
	地域 ^{たい} の別	景域の別	の景域・軸・景観形成重点地区	
		特定基準の別		
行為の種類	☐ 建築物の建築等 ☐ 工作物の建設等			
	☐ 開発行為 ☐ 土地の形質の変更 ☐ 木竹の植栽又は伐採 ☐ 物件 ^{たい} の堆積 ☐ 水面の埋立て又は干拓 ☐ 外観について行う照明		目的	
行為の期間	着手予定	年	月	日
	完了予定	年	月	日
他法令の許可等				
変更の場合	変更箇所			
	変更内容			
※受付年月日	※処理欄		※協議の年月日	

(注1) 該当の□内にチェックしてください。

(注2) ※欄には記入しないでください。

(裏)

通知対象行為の種類及び設計又は施行方法					
□建築物	用途()				
	□新築 □増築 □改築 □移転 □撤去 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
	規模		通知部分	既存部分	計
		延床面積	m ²	m ²	m ²
		全体見付面積	m ²	m ²	m ²
	高さ	m	m	m	
□工作物	種類又は用途()				
	□新設 □増築 □改築 □移転 □撤去 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
	高さ	通知部分	既存部分	計	
	m	m	m	m	
□開発行為	開発面積 m ²				
□土地の形質の変更	□土地の開墾 □土石の採取 □鉱物の掘採 □その他()				
	開発面積 m ²				
□木竹の植栽又は伐採	□植栽 □伐採				
	面積 m ²				
□物件 ^{たい} の堆積	物件の種類()				
	高さ m				
□水面の埋立て又は干拓	□埋立て □干拓				
	面積 m ²				
□外観について行う照明	□建築物について行う照明	建築物の高さ 建築物の延床面積	m m ²		
	□工作物について行う照明	工作物の種類() 工作物の高さ	 m		
	照明方法()				
景観形成のため特に配慮した事項					

備考

1 添付書類

(1) 建築物の建築等又は工作物の建設等

ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面(縮尺1/2500以上)

イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置及び外構緑化計画を表示する図面(縮尺1/100以上)

エ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図(マンセル値を表示すること。縮尺1/50以上)

オ 景観計画において定める重要景観の視点場からの写真及び行為後のモンタージュ又はコンピュータグラフィック

(2) 開発行為、土地の形質の変更、木竹の植栽・伐採・物件の堆積^{たい}又は水面の埋立て・干拓

ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面(縮尺1/2500以上)

イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面(縮尺1/100以上)

エ 景観計画において定める重要景観の視点場からの写真及び行為後のモンタージュ又はコンピュータグラフィック

(3) 外観について行う照明

ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面(縮尺1/2500以上)

イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面(縮尺1/100以上)

エ 建築物又は工作物の外観照明を設置する面の立面図(照射位置、照射方法、照明の種類を表示すること。縮尺1/50以上)

オ 景観計画において定める重要景観の視点場からの写真及び行為後のモンタージュ又はコンピュータグラフィック

※ 行為の規模が大きいため、上記の縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて知事が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

2 提出部数

正副2部とする。

(表面)	
(写真) 縦3cm× 横2.5cm	証 明 書 第 号 所 属 職 名 氏 名 生年月日 上記の者は、景観法第17条第8項に規定する原状回復等又は立入検査若しくは立入調査を行う職員であることを証明する。 年 月 日 福岡県知事 印

9センチメートル

景観法(抜粹)
(変更命令等)

第17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為(略)について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。

7 景観行政団体の長は、第一項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第六項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。